

平成 27 年度
官公需における発注事例

平成 27 年 3 月

中小企業庁 取引課

目次

1. 地方公共団体が講じている官公需施策に基づく具体的な発注事例の収集	1
1.1 発注事例調査の概要	1
①. 目的	1
②. 事例収集にあたってのテーマ等	1
③. 調査内容	1
④. 施策類型および事例件数	1
(1) トライアル発注制度	2
(2) 創業間もない中小・小規模事業者の受注機会の増大	2
(3) 地域内事業者の受注機会拡大	3
(4) 分離・分割発注による中小企業の受注機会の増大	3
1.2 調査結果	4
①. トライアル発注制度	4
(1) 宮城県	4
(2) 栃木県	6
(3) 東京都	8
(4) 富山県	10
(5) 長野県	12
(6) 福井県	14
(7) 静岡県	16
(8) 兵庫県	18
(9) 愛媛県	20
(10) 佐賀県	22
(11) 大分県	24
(12) 宮崎県	26
(13) 町田市	28
(14) 相模原市	30
(15) 神戸市	32
(16) 下関市	34
(17) 福岡市	36
(18) 北九州市	38
(19) 佐賀市	41
(20) 大分市	42
(21) 宇佐市	44
(22) 鹿屋市	45

②. 創業間もない中小・小規模事業者の受注機会の増大.....	4 7
(1) 岡山県.....	4 7
③. 地域内事業者の受注機会拡大.....	4 9
(1) 北見市.....	4 9
(2) 佐久市.....	5 0
(3) 横浜市.....	5 3
(4) 横須賀市.....	5 6
(5) 京都府.....	5 8
(6) 徳島市.....	6 0
④. 分離・分割発注による中小企業の受注機会の増大.....	6 2
(1) 鳥取県.....	6 2
(2) 男鹿市.....	6 4
(3) 豊橋市.....	6 5

1. 地方公共団体が講じている官公需施策に基づく具体的な発注事例の収集

1.1 発注事例調査の概要

①. 目的

地方公共団体における官公需施策はそれぞれ独自性があり、他の地方公共団体がどのような施策を講じているのかを把握することは、地方公共団体における官公需施策の推進に資すると考えられることから、下記に挙げるポイントに基づき、地方公共団体が実施している官公需施策の事例を収集・整理を行った。

②. 事例収集にあたってのテーマ等

本調査にあたっては、地元企業の増大及び中小・小規模事業者の受注機会増大のための取り組み事例として、トライアル発注などの地方公共団体による地域中小・小規模事業者の商品認定・優遇や、創業間もない企業からの優遇、分離・分割発注などをテーマとして設定した。

③. 調査内容

上記の施策類型を踏まえ、独自性のある官公需施策事例 30 件をインターネット調査により収集し、そのうえで地方公共団体が講じている官公需施策の類型化と選定を行った。

④. 施策類型および事例件数

収集した施策及び発注事例 32 件の類型別の内訳は、下記のとおり。

施策の類型例	件数
① トライアル発注制度	22件
② 創業間もない中小・小規模事業者の受注機会の増大	1件
③ 地域内事業者の受注機会拡大	6件
④ 分離・分割発注による中小企業の受注機会の増大	3件

(1) トライアル発注制度

No.	地方公共団体	施策・取組等
1	宮城県	「新商品」特定随意契約制度
2	栃木県	レッツBuyとちぎ(新商品購入・販路開拓支援事業)
3	東京都	新事業分野開拓者認定制度(東京都トライアル発注認定制度)
4	富山県	トライアル発注推進事業
5	長野県	信州ベンチャー企業優先発注事業認定
6	福井県	チャレンジ発注推進事業
7	静岡県	静岡県トライアル発注推進事業
8	兵庫県	ひょうご新商品調達認定制度
9	愛媛県	新商品生産による新事業分野開拓者認定制度
10	佐賀県	佐賀県トライアル発注制度
11	大分県	大分県トライアル発注制度
12	宮崎県	宮崎県トライアル購入事業者認定制度
13	町田市	町田市トライアル発注認定制度
14	相模原市	相模原市トライアル発注認定制度
15	神戸市	神戸の新商品認定制度
16	下関市	下関市トライアル発注制度
17	福岡市	福岡市トライアル発注認定事業
18	北九州市	北九州発!新商品創出事業
19	佐賀市	佐賀市トライアル発注制度
20	大分市	新商品による新事業分野開拓事業者認定事業
21	宇佐市	宇佐市トライアル発注制度
22	鹿屋市	かのやトライアル発注制度

(2) 創業間もない中小・小規模事業者の受注機会の増大

No.	地方公共団体	施策・取組等
23	岡山県	岡山県地域ITベンチャー企業等優先発注制度

(3) 地域内事業者の受注機会拡大

No.	地方公共団体	施策・取組等
24	北見市	入札・契約制度の改正
25	佐久市	佐久市地元企業優先発注等に係る実施方針
26	横浜市	横浜市中心小企業振興基本条例
27	横須賀市	市内事業者を優先とした入札制度運用への改正
28	京都府	物品調達における府内中小企業に限定した入札の実施
29	徳島市	徳島市地元企業優先発注等に係る実施方針

(4) 分離・分割発注による中小企業の受注機会の増大

No.	地方公共団体	施策・取組等
30	鳥取県	鳥取県県土整備部公共事業に係る分離・分割発注方針
31	男鹿市	男鹿市建設工事等における分離・分割発注
32	豊橋市	建設工事(建築・土木等)に係る分離分割発注

1.2 調査結果

①. トライアル発注制度

(1) 宮城県

a 取組・事業名

「新商品」特定随意契約制度

b 事業の目的

県における購入の機会・可能性を増やすことにより、「新商品」の販売実績づくりと売上増を直接的に支援するとともに、社会的な認知度の向上を図ることを目的としている。

本制度によって、「新商品」の生産活動が成長軌道に乗り、様々な波及効果を生み出しながら、さらなる「新商品」の開発や新事業分野開拓への意欲が向上することで、本県産業の活性化につながることを期待される。

c 根拠となる法令

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

d 事業者の対象

- ・ 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者で、宮城県内に所在するもの
- ・ 認定に係る新商品の開発に当たって宮城県からの補助金の交付を受けていたもの
- ・ 認定に係る新商品の開発に当たって中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成17年法律第30号）に基づく経営革新計画について宮城県知事の承認を受けたもの
- ・ その他知事が特に必要と認める個人及び団体

e 対象商品・認定基準

(1) 新規性

既に企業化されている商品とは通常取引において若しくは社会通念上別個の範疇に属するもの又は既に企業化されている商品と同一の範疇に属するものであっても既存の商品とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものであると認められること。

(2) 有用性

事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものと認められること。

(3) 事業実施の確実性

新商品の生産の実施方法、実施に必要な資金の額及びその調達方法が、新たな事業分野の開拓を確実に実施するために適切なものであること。

f 認定期間

認定された日より 3 年間 (1 回に限り更新可能)

g 認定事業者と商品等

2011 年度 2 社 2 商品

2012 年度 5 社 5 商品

2013 年度 6 社 6 商品

(2) 栃木県

a 取組・事業名

レッツBuyとちぎ（新商品購入・販路開拓支援事業）

b 事業の目的

新規性の高い優れた新商品を生産する中小企業者を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第4号に規定する新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定し、県の随意契約による新商品の調達機会を拡大すること及び当該新商品を広く周知し、その普及を促すことによって本県産業の活性化を図ることについて必要な事項を定めるものとする。

c 根拠となる法令

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第4号

d 事業者の対象

県内に本店又は主たる事業所を有する中小企業者で、新商品を県内で生産する者、又は県内で新商品を開発した者

e 対象商品

販売開始後5年以内の新商品

（医薬品、防災用以外の食料品は、対象とはならない。）

（注）「認定」を受けるためには、県の機関における用途が見込まれる物品であることが必要（県の機関における用途が見込まれない物品以外新商品については、「推奨」商品として応募ができる。）

f 審査基準

認定商品・推奨商品ともに、下記の基準をすべて満たす必要がある。

ア 新規性

既存のものと異なる新規性・独創性が認められるもの

- ・ 既に企業化されている商品とは通常の取引において若しくは社会通念上別個の範疇に属するもの
- ・ 既に企業化されている商品と同一の範疇に属するものであっても既存の商品とは著しく異なる使用価値を有し、実質的には別個の範疇に属するもの

イ 有益性

技術の高度化や経営能率の向上、住民生活の利便の増進に寄与するもの

ウ 実現性

商品の生産方法や実施に必要な資金の額、その調達方法が適切なもの

エ 公益性

認定に係る実施計画が公序良俗・関係法令に反していないもの

g 認定期間

決定の日から3年を経過した年度末

h 認定事業者と商品等

2012年度 認定商品 14件、推奨商品 5件

2013年度 認定商品 15件、推奨商品 1件

2014年度 認定商品 9件、推奨商品 3件

(3) 東京都

a 取組・事業名

新事業分野開拓者認定制度（東京都トライアル発注認定制度）

b 事業の内容

中小企業の新規性の高い優れた新商品等の普及を支援するため、新商品等を認定して PR 等を行うとともに、その一部を試験的に購入し評価する「東京都トライアル発注認定制度」（新事業分野開拓者認定制度）を実施している。

c 事業者の対象

都内に実質的な主たる事務所を有する中小企業者

d 対象商品

販売を開始してから 5 年以内の物品・役務。

ただし、食品、医薬品、医薬部外品、化粧品、建設工事等における工法・技術は除く。

e 審査基準

本制度の認定を受けるためには、次の(1)–(4)のいずれにも適合することが要件となる。

- (1) 新商品等が、既存の商品とは著しく異なる優れた使用価値を有していること
- (2) 新商品等が技術の高度化や生産性の向上、あるいは都民生活の利便の増進に寄与するものであること
- (3) 新商品等の生産・提供及び販売の方法や資金調達の方法などが、確実に実行可能で適切なものであること
- (4) 新商品等が、都の機関において用途が見込まれるものであること

f 認定期間

認定を通知した日から 2 年経過した日の属する年度末まで

g 認定事業者と商品等

2012 年度 14 件（応募 145 件）
2013 年度 18 件（応募 118 件）
2014 年度 15 件（応募 83 件）

h 官公需施策上の効果

- ・ 認定商品は、産業労働局ホームページ等において、広くPRされる。
- ・ 認定商品が物品の場合、認定により、通常の競争入札制度によらない随意契約により都の機関が認定商品を購入することが可能となる。
(認定商品が役務の場合、認定だけでは随意契約の理由にはならない。)
- ・ 認定商品の一部を都の機関が試験的に購入し評価する。(トライアル発注事業)
※ ただし、認定自体が新商品等の購入を約束するものではない。

(4) 富山県

a 取組・事業名

トライアル発注推進事業

b 事業の内容

県が認定したベンチャー企業・中小企業者等の生産する新商品を県が試し買いし、使用後の意見をフィードバックする制度。

中小企業者等の販路開拓を積極的に支援し、あわせて使用後の意見をフィードバックし商品開発を支援するため、全国に先駆けてこの制度を実施している。

c 事業者の対象

県内に事業所を有する中小企業者であって、次に掲げる商品を県内で生産する事業者

d 対象商品

ア 申請日において、販売開始から3年以内のものであり、次に掲げる商品

※サービス提供等の役務、医薬品は対象となりません。

- (1) 県知事の承認を受けた経営革新計画に基づいて生産する商品
- (2) 富山プロダクトとして選定された商品
- (3) 富山県深層水協議会ブランドマークの使用許諾を受けた商品
- (4) 国、県又は富山県新世紀産業機構の助成を受けて研究開発した商品
- (5) とやま起業未来塾のビジネスプラン発表会で入賞した事業計画に基づいて生産する商品
- (6) 新事業分野を開拓しようとする者が生産する商品で、公的試験研究機関の推薦を受けたもの

イ トライアル発注制度の対象となる商品（医薬品を除く）は、県の機関において用途が見込まれるもの

ウ 公共工事用資材に関しては、次に掲げる項目のうち、いずれかに適合し、または準じているなど、一定の品質を確保しているもの。

- (1) 日本工業規格（JIS）
- (2) 富山県土木部 土木工事共通仕様書、農林水産部 土木工事等共通仕様書（富山県）

e 審査基準

事業者が作成した実施計画が、次に掲げる基準に適合するものであること。

- (1) 当該事業に係る新商品が、既に企業化されている商品とは通常取引において若しくは社会通念上別個の範疇に属するもの又は企業化されている商品と同一の範疇に属するものであっても既存の商品とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものであること。
- (2) 当該事業に係る新商品が技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものであること。
- (3) 当該事業に係る新商品が、申請日において販売開始後3年以内のものであること。
- (4) 新商品の生産の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法が適切なものであること。
- (5) 実施計画が公序良俗に反しないこと。
- (6) 実施計画が関係法令に違反しないこと。

f 認定期間

認定日から3年以内

g 認定事業者と商品等

2012年度 26件

2013年度 10件

2014年度 12件

h 官公需施策上の効果

- 認定事業者及び商品を県のHP・パンフレット等にて紹介するとともに、県での率先購入につとめる。
- 県が購入した商品については、使用後の意見をフィードバックする。
- 認定事業者は、トライアル発注商品又はその包装もしくは容器に、富山県トライアル発注商品認定マークを表示することができる。
- 県融資制度『新事業展開支援資金（ブランド力向上支援枠）』の対象企業となる。

(5) 長野県

a 取組・事業名

信州ベンチャー企業優先発注事業認定

b 事業の目的

「信州ベンチャー企業優先発注事業」は、新規性や独創性がある新商品の販路開拓に取り組む県内の中小企業者等を支援する事業です。

この事業は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 4 号の規定により、県が認定した県内中小企業者等が生産し、かつ、販売する新商品を県が随意契約で購入可能とすることによって、県内中小企業者等の育成を図ることを目的としています。

c 事業者の対象

中小企業基本法第 2 条に規定する中小企業者及び中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成 11 年法律第 18 号）第 2 条に規定する企業組合等で、県内に本店又は主な事業所を有するもの。

d 対象商品

(1) 物品のみが対象

※「役務・工事を伴うもの」は対象外

※「防災用以外の飲食料品」、「医薬品」、「農水産物」は対象外

(2) 申請書の提出時において、販売開始後原則 3 年以内のもの

(3) 自社で生産し、かつ、販売しているもの

※他社で開発及び製造された商品を仕入れて販売しているものは対象外

e 審査基準

次の各号のいずれにも適合するものとする。

(1) 新商品が、既に企業化されている商品とは通常取引において若しくは社会通念上別個の範疇に属するもの又は既に企業化されている商品と同一の範疇に属するものであっても既存の商品とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものであると認められること。

(2) 新商品が、事業化に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものと認められること。

- (3) 商品の生産の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法が新商品の生産による新たな事業分野の開拓を確実に実施するために適切なものであること。
- (4) 実施計画が公序良俗に反しないこと。
- (5) 実施計画が関係法令に違反しないこと

f 認定期間

認定の日から起算して3年

g 認定事業者と商品等

2012年度 12件

2013年度 15件

2014年度 15件

(6) 福井県

a 取組・事業名

チャレンジ発注推進事業

b 事業の目的・内容

ベンチャー企業等の販路開拓を支援するため、新商品や新役務を開発したベンチャー企業等の中から一定の要件に該当する事業者を認定し、県の各機関が必要と判断する新商品等の購入を促進するチャレンジ発注推進事業を平成17年度から導入している。

c 事業者の対象

県内に主たる事務所を有する中小企業者、県内で新たに法人を設立しようとする者、企業組合、協業組合、事業協同組合、商工組合、NPO等の個人または法人で、新商品の生産や新役務の提供により新たな事業分野の開拓を実施しようとする者

d 対象商品

以下の新規性と有用性の要件の両方に該当するもの。

(1) (以下のいずれかに該当するもの)

- ・ これまでに企業化されている商品や役務とは別のものであること。
- ・ これまでに企業化されている商品や役務と同一のものであっても、しく異なる使用価値があり、実質的に別の商品や役務に属するもの。

※企業化：研究開発段階を終えて、製造や販売を開始すること。

(2) 有用性

- ・ 事業活動に係る技術の高度化もしくは経営の効率化または住民生活の利便性の向上に寄与するもの。

e 審査基準

認定に当たっては、次に掲げる基準のいずれにも適合する必要がある。

(1) 新商品や新役務（以下、「新商品等」という。）の新規性

既に企業化されている商品や役務とは通常取引においてもしくは社会通念上別個の範疇に属するものまたは既に企業化されている商品や役務と同一の範疇に属するものであっても既存の商品や役務とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものであると認められること。

- (2) 新商品等の有用性
事業活動に係る技術の高度化もしくは経営能率の向上または住民生活の利便性の増進に寄与するものと認められること。
- (3) 新商品等の市場性
社会情勢、市場ニーズに合致しており企業化見通しがあると認められること。
- (4) 新商品等の経済性
性能および品質に比して価格が妥当であると認められること。
- (5) 事業者の実施の確実性
事業者が将来的に新商品等の生産や提供、販売を行っていく上で、資金調達に支障がないと認められること。
- (6) 県の機関が購入することによる波及効果
過去に県の機関での購入実績がなく、県の機関が購入することによって、事業者の信用力の向上あるいは業績への波及効果が高いと認められること。
- (7) 県の機関での活用
県の機関で現実的に活用することが可能であると認められること。

f 認定期間

認定日から3年間

g 認定事業者と商品等

2012年度 12件

2013年度 11件

2014年度 9件

h 官公需施策上の効果

- ・ 一定の要件に該当する事業者を認定し、県の各機関が必要と判断する新商品等の購入を促進する。
- ・ 当制度の認定事業者は、商工中金の「福井チャレンジ発注推進事業活性化ローン」の利用が可能になる。
- ・ 県庁内外に向けて様々な手段(ホームページ掲載、紹介冊子の発行、全国ネットワークの活用等)により、認定事業者の商品等のPRに努める。

(7) 静岡県

a 取組・事業名

静岡県トライアル発注推進事業

b 事業の目的

県では、中小企業者が新たに開発した商品を県が試験的に購入し、使用後に評価するトライアル発注推進事業に取り組むことで、県内の中小企業者の販路開拓を支援する。

c 根拠となる法令

地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 2 第 1 項第 4 号

d 事業者の対象

経営革新計画の静岡県知事承認を受けた事業者

e 対象商品

本事業の対象となる新商品は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 経営革新計画の承認を受けた県内の中小企業者が当該計画に基づき新たに新商品として生産する物品。
- (2) 県において有効な用途が認められ、かつ購入が見込まれるもの。
- (3) J I S 規格等品質及び安全性に関する基準に合致しているもの。
- (4) 他者の知的財産権を侵害していないもの。

f 認定期間

選定のあった日の属する年度の翌年度の末日まで

g 認定事業者と商品等

2012 年度 23 件

2013 年度 19 件

2014 年度 13 件

h 認定制度の適用事例

2011 年度 1 商品 (発注部局：経済産業部)

2012 年度 2 商品 (発注部局：経済産業部、企画広報部)

2013 年度 2 商品 (発注部局：経営管理部、企画広報部)

2014 年度 4 商品 (発注部局：教育委員会、危機管理部、文化観光部、
経済産業部)

(8) 兵庫県

a 取組・事業名

ひょうご新商品調達認定制度

b 事業の目的・内容

県内の中小企業者による独創性豊かな新商品を県が認定し、その商品を県機関が必要に応じて購入、PR することで、当該企業の信用力を高め、販路開拓を支援する。

また、本制度は関西広域連合においても、府県市が認定する新商品を対象に、相互に認定するなど、共同して取り組む。

c 根拠となる法令

d 事業者の対象

県内に事業所を有し、県税の未納がないもので、新商品を生産する（※）中小企業者対象商品

e 対象商品

以下の①から⑦のすべてに該当し、販売開始後概ね5年以内の商品

② 国、県の新事業創出支援施策を活用して開発・生産される商品又は商品の基本特性に特許が登録されている商品で、別に定める要件のいずれかに該当するもの

③ 県の機関において直接的な用途が見込まれるもの※食品、医薬品、医薬部外品及び化粧品並びに物品でないサービスや技術の提供及び工事又は製造の請負は除きます。

④ 既に企業化されている商品とは通常取引において若しくは社会通念上別個の範疇に属するもの又は同一の範疇に属するものであっても既存の商品とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するもの（新規性、先進性、独自性が認められるもの）

⑤ 事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するもの

⑥ 市場での流通が十分でなく、価格水準が適正であるもの

⑦ J I S規格等品質及び安全性に関する基準に合致しているもの

⑧ 関係法令に適合するとともに、特許権等の権利に関する問題が生じないもの

f 認定期間

認定日から3年間

g 認定事業者と商品等

2012年度 10件

2013年度 9件

2014年度 9件

h 官公需施策上の効果

- ・ 認定期間中「新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者」として、生産する新商品とともに県ホームページ等で公表され、PR効果が期待できる。
- ・ 自社において認定された商品を「ひょうご新商品調達認定制度ロゴマーク(※)」等を活用して、PRすることで、商品の販路開拓に繋げることができる。
- ・ 「ひょうご新商品」に認定された商品を、県機関が購入する場合は、随意契約の対象となる。ただし、購入を約束するものではない。

(9) 愛媛県

a 取組・事業名

新商品生産による新事業分野開拓者認定制度

b 事業の目的

「新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者」として知事の認定を受けた者が新商品として生産する物品について、県が随意契約により優先的に購入する道を開くほか、知事の認定書の交付や県のホームページでの公表により、認定を受けた者やその新商品のPRを図ることを目的とする。

c 事業者の対象

県内に事業所を有する中小企業者であって、以下に該当する商品（県の機関において用途が見込まれるものに限る。）で、事業詳細の認定基準を満たすものを生産する者であることが必要。

d 対象商品

・中小企業新事業活動促進法又は（旧）中小企業経営革新支援法による知事の承認を受けた経営革新計画に基づいて生産する商品等とする。

e 認定基準

申請事業者が作成した、「新商品生産による新たな事業分野の開拓の実施に関する計画」の内容が、次の(1)から(5)の基準を全て満たすことが必要。

- (1) 新商品が、既に企業化されている商品とは通常取引において若しくは社会通念上別個の範疇に属するもの又は既に企業化されている商品と同一の範疇に属するものであっても既存の製品とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものと認められること。（新規性、独創性が必要）
- (2) 新たな事業分野の開拓に係る新商品が、事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものと認められること。（社会的有用性が必要）
- (3) 新商品の生産の実施方法並びに実施に必要な資金の額およびその調達方法が新商品の生産による新たな事業分野の開拓を確実に実施するために適切なものであること。（事業の実現可能性が必要）
- (4) 実施計画の内容が関係法令に違反しないこと。
- (5) 実施計画の内容が公序良俗に反しないこと。

f 認定期間

認定の日からその日の属する年度の翌々年度の3月31日まで(実質的に2-3年間)

g 認定事業者と商品等

2008年度以前 7件

2009年度以降 0件

h 官公需施策上の効果

(1) 「新事業分野開拓者」が開発、生産した商品を、県が随意契約により優先的に購入することができる。

(ただし、県が購入を確約するものではない。)

(2) 知事が認定書を交付するとともに、県のホームページで公表することにより、認定を受けたベンチャー企業等や新商品のPRを図ることができる。

(10) 佐賀県

a 取組・事業名

佐賀県トライアル発注制度

b 事業の目的

厳しい経済・雇用情勢の中で、県内の中小企業等は、優れた技術や製品、材料、役務等（以下「製品等」という。）を開発しているものの、販路の開拓に苦慮している企業が多い。このため、県内の中小企業等が開発した製品等について、県の機関が試験的に発注し、また、使用後は当該製品等の有用性を評価し、官公庁での受注実績をつくることにより、県内中小企業等の販路の開拓を支援し、もって県内企業の育成を図ることを目的とする。

c 事業者の対象

県内に主たる事業所を有する中小企業等

d 対象商品

発注の対象となる製品等は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 県内に主たる事業所を有する中小企業等が開発した製品等であること。
ただし、食品及び飲料は除く。

(2) 県の機関での受注実績が少なく、市場での流通が十分でないこと。

(3) 市場性が見込まれる製品等であると認められ、次に掲げる要件のいずれかに適合すること。

① 新規性・独創性が認められること。

② 優れた製品特性を有し、環境対応、省エネ、省資源等県の行政目的の実現に有効であると認められるものであること。

(4) 県の機関が調達し、又は県の機関における用途が見込まれる品目であること。

e トライアル発注選定・評価情報

トライアル発注への応募は、基本的に毎年度2回（5月、10月）、受け付けている。また、受付後、内容について審査のうえ、専門機関や使用機関による審査会を行うとともに、この審査会とあわせて、過去に選定され、使用機関から寄せられた評価結果についても、審査会において協議・検討のうえ、公表している。

f 選定事業者と商品等

2012 年度 選定件数 14 件 (評価件数 14 件)

2013 年度 選定件数 15 件 (評価件数 11 件)

2014 年度 選定件数 16 件 (評価件数 7 件)

g 官公需施策上の効果

平成 26 年度までに 540 件の応募があり、うち、196 件を選定している。

また、このうち使用機関による評価を行った 182 件について、その結果を公表し、製品開発や販路開拓の参考にいただいている。

(11) 大分県

a 取組・事業名

大分県トライアル発注制度

b 事業の目的・内容

新たな事業分野の開拓を図る中小企業者等が開発した新規性や独自性のある新商品等で、県での活用が見込まれる場合に、県が一定の手続きを経て認定することにより、県の各機関が当該新商品等を随意契約で購入できるようにする「トライアル発注制度」を実施しています。

c 事業者の対象

県内に本社・本店を有する中小企業者

d 対象商品

下記のいずれかに該当する新規性や独自性のある商品等で、県の機関での購入が見込まれ、県内で生産するものが対象。

また、本事業の対象となる新商品は実施要綱のとおり県の機関が調達し、又は県の機関において用途が見込まれるものとする(ただし、医薬品をのぞく)。

- (1) 県知事の承認を受けた経営革新計画に基づいて生産する商品
- (2) 大分県ビジネスプラングランプリで1次審査を通過した商品
- (3) 県の設置するインキュベート施設入居企業等の開発した商品
- (4) 大分県リサイクル認定制度による認定を受けた商品
- (5) ベンチャーファンド等の投資を受けた商品
- (6) その他、公的機関の補助金、助成金、表彰等を受けた商品

e 認定期間

- ・ 認定期間は、認定に係る年度の翌年度の末日までとする。
- ・ 県の機関において購入された新商品については認定審査会の評価が適当な商品であるとされたものについては、事業者の申請により、第5に定める認定期間を2年以内の期間を定めて延長することができる。
- ・ 県の購入に不適当な商品であると評価されたものについては、認定事業者に対して、認定審査会の評価意見を付して認定期間の満了を通知する。
- ・ 県の機関において購入されなかった新商品については、事業者の申請により、第5に定める認定期間を1年以内の期間を定めて延長することができる。

f 認定事業者と商品等

24年度 6件

25年度 1件

26年度 1件

g 官公需施策上の効果

県が一定の手続きを経て認定することにより、当該新商品を県の各機関が随意契約で購入できる。

(12) 宮崎県

a 取組・事業名

宮崎県トライアル購入事業者認定制度

b 事業の目的・内容

県内の中小企業等が開発した新規性や利用効果が高い製品等で、県の業務での活用が見込まれる場合に、県が認定を行い試行的に随意契約による購入ができるようにする制度。

認定後、県の機関が購入し、使用後に新商品の有用性の評価を行うことにより、中小企業者等の販路開拓を支援し、県内産業の振興を図る。

c 事業者の対象

県内に主たる事業所を有する中小企業者または県内の自治体の誘致により県内に進出した企業

d 対象商品

以下の全てを満たす必要がある。なお食料品・医薬品（類似品を含む）は対象外。

- (1) 既存の製品に比べ、新規性、先進性、独自性があると認められるもの。
- (2) 社会的有用性が認められるもの（事務の能率向上やサービス向上につながるもの、省エネ・環境対応など）。
- (3) 県の機関での購入が見込まれるもので、これまで購入実績がないもの。
※ 食料品・医薬品（類似品を含む）は対象外。
※ 公共事業分野の製品・技術等については、「新技術活用促進システム」への登録になる。

e 審査基準

- (1) 当該新たな事業分野の開拓に係る新商品が、既に企業化されている商品とは通常取引において若しくは社会通念上別個の範疇に属するもの又は企業化されている商品と同一の範疇に属するものであっても既存の商品とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものであると認められること。

- (2) 当該事業に係る新商品が技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものであると認められること。
- (3) 新商品の生産の実施方法並びに実施に必要な資金の額及び調達方法が適切なものであると認められること。
- (4) 当該新たな事業分野の開拓に係る新商品について、県の機関の購入が見込まれること。
- (5) 実施計画が関係法令に違反しないこと。(6)実施計画が公序良俗に反しないこと。

f 認定期間

認定の日からその日の属する年度の翌々年度の3月末日まで

g 認定事業者と商品等

2012年度 6件

2013年度 7件

2014年度 3件

h 認定制度の適用事例

県内の中小企業等が開発した新規性や利用効果が高い製品等で、県の業務での活用が見込まれる場合に、県が認定を行い試行的に随意契約による購入ができるようにする制度。

認定されることにより、製品の知名度アップが期待され、営業活動に役立てていただくことができる。

(13) 町田市

a 取組・事業名

町田市トライアル発注認定制度

b 事業の目的

「町田市トライアル発注認定制度」は、市内中小企業者が生産する新規性の高い優れた新商品の普及を目指し、市が定める基準を満たす商品及びこれを生産する中小企業者を認定するもので、2013年度に創設した制度。

市が優れた新商品であると認定することにより、その商品の信用力を高め、販売実績がないために販路の開拓が進まない中小企業者を支援する。

c 事業者の対象

新規性の高い優れた新商品及びそれを生産する中小企業者（市内に住民登録を有する個人事業主又は本店登記を有する法人であって、かつ、市税を完納しているもの）

d 対象商品

(2) 申請時において、販売開始から5年以内であること

(3) 認定品が既存の商品とは別個の範疇に属するものであるか、同一の範疇に属するものであっても、既存の商品とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものであると認められること

(4) 認定品が技術の高度化、もしくは経営能率の向上、又は市民生活の利便の増進に寄与するものであると認められること

(5) 認定品の生産の実施方法、必要な資金の額、資金調達の方法が、認定品の生産による新たな事業分野の開拓を確実に実施するために適切なものであること

※ 食品並びに医薬品、医薬部外品及び化粧品を除く

e 認定期間

認定された日から2年後の年度末まで

f 審査基準

書類審査後、審査を通過した商品について「町田市トライアル発注認定制度認定懇談会」にてプレゼンテーション及び専門家による意見聴取を行い、基準を満たしていると判断された新商品を認定。

g 認定事業者と商品等

2013年度 8件

2014年度 6件

h 官公需施策上の効果

- 市が随意契約により試験的に認定商品の購入が可能となることから、購入した商品について使用評価を実施し意見をフィードバックする（認定商品の購入を約束するものではない）。
- 市が作成する「認定商品カタログ」や「広報まちだ」、町田市ホームページへの掲載等により、広く周知する。
- 優れた新商品であると市が認定することにより、その商品の信用力が高まり、販路の開拓につながる。
- 市の「産業見本市出展補助事業」において、通常補助率が2分の1であるのに対し、認定商品のPRのための出展である場合は補助率が4分の3となる（上限20万円）。
- 市の「産業見本市出展補助事業」において、国外の見本市に出展する際のカatalog等作成経費の2分の1を補助する（上限5万円）。

(14) 相模原市

a 取組・事業名

相模原市トライアル発注認定制度

b 事業の目的・内容

優れた新製品の生産により新たな事業分野の開拓を図る市内中小企業者を認定し、その新製品の販路開拓を支援するとともに、その一部を市が試験的に購入し、評価する制度

c 事業者の対象

相模原市内に事業所を有し、かつ市民税を完納している中小企業者、NPO法人等が生産する製品であること。

d 対象商品・認定基準

申請時において、販売開始から概ね5年以内であること。

(食品、医薬品、医薬部外品及び化粧品は除く)

- (1) 既存の製品とは著しく異なり、優れた使用価値を有していること。
- (2) 市場性が見込まれる製品であること。
- (3) 市の機関において用途が見込まれ、かつ購入実績が少ない製品であること。
- (4) 新製品の生産・販売の方法や資金調達の方法などが確実に実行可能であること。

e 認定期間

認定期間は認定された日より2年後の年度末

f 認定事業者と商品等

2012年度：12件

2013年度：13件

2014年度：7件

g 認定制度の適用事例

有限会社 A 社 / アスファルト合材専用保温シート「保温レンジャー」

特殊製法 4 層構造プラス空気層 3 層計 7 層構造にて、アスファルト合材の温度低下を防ぎ、合材の品質を維持する保温シート。相模原市南土木事務所に導入。

株式会社 B 社 / スーパーファインジャケット

精密機器・各種研究機関等の発熱機器に取り付ける、極めて発塵性の低い省エネ型保温ジャケット。青根緑の休暇村いやしの湯に設置。

(15) 神戸市

a 取組・事業名

神戸の新商品認定制度

b 事業の目的・内容

神戸市では、平成19年度から「神戸の新商品認定制度」を実施し、市内の中小企業等が

開発した新商品をPRすることで、販路開拓を支援しています。また、認定を受けた新商品

を市の機関が購入する場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第4号により随意契約による購入が可能になります。

c 事業者の対象

(1) 神戸市内に事業所を置く中小企業（中小企業基本法《昭和38年法律第154号》第2条第1項に規定する者）、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法《平成10年法律第7号》第2条第2項に規定する者）、または個人事業者

(2) 神戸市内に事務局をおく中小企業団体、又はその構成員

d 対象商品

(1) 商品の基本特性にかかる特許を取得した新商品

(2) 「KOBEDREAMキャッチプロジェクト」の認定を受けたビジネスプランに係る新商品

(3) 神戸ベンチャーファンドの投資対象になった事業に係る新商品

(4) 市又は市から委託ないし補助を受けて企業の新商品開発等を支援する機関・団体からの助成や支援を受けて開発された新商品

(5) 神戸市内の大学との共同研究開発による新商品

(6) 兵庫県をはじめ、他自治体から「新商品」の認定を受けた新商品

(7) その他、市長が特に必要と認める新商品

e 認定要件

下記のすべてに該当すること

(1) 新規性：販売開始から概ね5年以内、かつ既存のものとは異なる新規性・独創性が認められること。

- (2) 有益性：技術の高度化や経営能率の向上、住民生活の利便の増進に寄与すること。
- (3) 実現性：商品の生産方法や実施に必要な資金の額、その調達方法が適切であること。
- (4) 公共性：実施計画が公序良俗や関係法令に反するおそれがないこと。

f 認定期間

認定の日から起算して5年間

g 認定事業者と商品等

2012年度 4件

2013年度 1件

2014年度 1件

h 認定制度の適用事例

i 官公需施策上の効果

- ・ 市ホームページやパンフレット等を通じて、一般の方々や関係機関にPRする。
- ・ 市が発注する場合、随意契約による購入対象となる（必ずしも購入を保証するものではない）。

(16) 下関市

a 取組・事業名

下関市トライアル発注制度

b 事業の目的

下関市トライアル発注制度（以下「本制度」という。）は、地方自治法施行令第167条の2第1項第4号の規定により、市が認定した「新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者」（以下「新事業分野開拓事業者」という。）による新商品を本制度の対象商品（以下「トライアル新商品」という。）とし、商工振興課が試行的に発注、ひいては受注実績を作ることにより、中小企業者等の販路開拓を支援し、地域経済の活性化を図ることを目的とするもの。

c 根拠となる法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第4号

d トライアル発注商品選定基準

本制度を適正かつ円滑に実施するため、発注対象商品の選定に当たっては、下関市トライアル発注商品選定会議にてとりおこなう。なお、選定会議は、下関市新商品利用促進審査会設置要綱に基づく下関市新商品利用促進審査会委員による会議とする。

e トライアル発注の実施方法

発注対象商品の選定は次のとおり実施するものとする。

- (1) 本制度における申請は、「下関市新商品による新事業分野開拓事業者認定実施要綱」に基づく新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者の認定申請書により申請されたものとする。ただし、平成22年4月1日以前の「新事業分野開拓事業者」においては、上記申請書を別途1部提出することを必要とする。
- (2) トライアル新商品を掲載したパンフレットを市の機関へ配布し、発注希望の有無を市機関意見書（様式第1号）により照会、商工振興課にてとりまとめたうえで、選定会議に諮り発注商品の選定を行う。
- (3) 商工振興課は選定会議で選定された商品を、予算の範囲内で発注する。
- (4) 発注された商品を使用した市の機関は、使用後の評価を商品使用評価表（様式第2号）に詳細に記載し、商工振興課に提出するものとする。

(5) 発注された商品については、使用后、その品質及び使い勝手等の評価を行い、新事業分野開拓事業者へ通知を行う。

f 事業者の対象

市内に事業所を有する中小企業者で、「新商品」の生産により新たな事業分野の開拓を実施しようとする者。

g 対象商品

市が認定した「新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者」（以下「新事業分野開拓事業者」という。）による新商品。

なお「新事業分野開拓事業者」の認定対象事業者が生産する商品は、次のすべてを満たす物品（動産に限る）。

- (1) 市内に主たる事業所を有する中小企業者が企画又は開発した商品であること。
- (2) 認定の申請時において既に市内で販売されていること。
- (3) 市の機関が調達している品目であること、又は市の機関における用途が見込まれること。
- (4) 商品化後概ね10年以内の物品であること。
- (5) 市内で類似の商品が生産、販売されていないと認められる商品であること。
- (6) 事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものと認められること。

h 新商品の審査基準

新商品の認定については、庁内に「下関市新商品利用促進審査会」を設置し、中小企業者からの申請を審査するものとする。
審査会は、会長及び委員をもって組織する。

i 商品の認定制度の適用事例

2012年度：2件

2013年度：2件

2014年度：1件

(17) 福岡市

a 取組・事業名

福岡市トライアル発注認定事業

b 事業の目的

市内の中小企業等が開発し、製造または提供する優れた新製品や新サービスを福岡市が認定し、積極的にPRを行うことなどによって販路開拓を支援し、地域経済の振興を図る。

c 根拠となる法令

地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）

d 事業者の対象

次の要件をすべて満たす者。

- （1） 市内に事業所を有し、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第2条第1項各号のいずれかに該当する者であること市税の滞納がない者
- （2） 福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと
- （3） 申請から認定の期間において、福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく競争入札参加停止中措置を受けていない者又は措置要件に該当していない者であること
- （4） 個人事業者が申請する場合、成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者でないこと

e 対象商品

次の要件をすべて満たすもの。

ただし、食品、医薬品、医薬部外品、化粧品、農薬、工事における工法及び技術は除く。

- （1） 福岡市内で自ら開発し、自らの製品として製造または販売する製品、役務の主たる部分を自ら提供する役務であること
- （2） 申請時において、販売開始からおおむね5年以内であること
- （3） 既存の製品、役務とは著しく異なり、優れた使用価値を有していること

- (4) 技術の高度化、経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものと認められること
- (5) 市場性が見込まれる製品、役務であること
- (6) 新製品においては、市の機関において用途が見込まれ、かつ、購入実績が少ない製品であること
- (7) 製品の生産、役務の提供及び販売の方法や資金調達の方法などが確実に実行可能であること

f 認定期間

認定の通知をした日から2年後の年度末まで

g 審査基準

提出書類に基づき、認定要件を満たしているかを審査、および学識経験者、中小企業診断士、税理士、弁理士、市職員で構成する「福岡市トライアル発注認定事業評価検討会」による専門家の意見に基づき評価・選定する。

h 認定事業者と商品等

平成26年度：4製品、6サービス

平成25年度：19製品

i 官公需施策上の効果

- 認定された新商品等（新製品及び新役務）は、福岡市のホームページへの掲載、認定商品カタログの作成など広くPRする。
- 認定を受けることで、その認定期間中は、福岡市商工金融資金のステップアップ資金の申し込みが可能になる。
- 認定商品が製品（物品）の場合、その認定期間中、福岡市の機関が競争入札制度によらない随意契約で購入することができる。ただし、認定商品がサービス（役務）の場合、認定だけでは随意契約の理由にならない。
 - ※ 認定自体が新商品等の購入を約束するものではない。
 - ※ 市の機関と随意契約できるのは、製品において、福岡市トライアル発注認定事業の認定事業者として認定された事業者です。代理店等とは随意契約できない。

(18) 北九州市

a 取組・事業名

北九州発!新商品創出事業

b 事業の目的

「北九州発！新商品創出事業」は、中小企業が市の技術開発助成金制度などを活用して開発した新商品の販路開拓活動を支援する事業。

優れた新商品を開発しながら、受注実績がないために販路開拓に苦勞している中小企業に対して、市が発注することにより、マーケット拡大の機会を提供することを目的としている。

c 事業者の対象

次の要件をすべて満たす方が対象。

- (1) 市内に事業所を持ち、1年以上事業を営んでいる中小企業であること。
中小企業のうち、大企業からの出資金が50%を超える企業は対象外。
- (2) 対象新商品を生産している事業者であること。
ただし、北九州市物品等供給契約競争入札参加者の指名停止要綱に該当する事業者を除く。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

d 対象商品

「新商品」とは、次のすべての事項を満たす商品であること。
ただし、医薬品類や食品類、動物類、試作段階のものを除く。

- (1) 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の3の2第1項各号に該当する「新規性・独創性」、「有益性」、「公益性」、「実現可能性」を満たすと認められる物品であること。（サービスや工事・工法は対象外）
- (2) 市内に主たる事務所を有し、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する者（以下「事業者」という。）の生産する商品であること。ただし、大企業が実質的に支配する「みなし大企業」でないこと。

(3) 以下のいずれかの公的支援を受けた商品であること。

ア：北九州市中小企業技術開発振興助成金交付制度に基づき、助成対象とされた事業計画に基づき生産する商品

イ：中小企業産学官連携研究開発補助金制度に基づき、助成対象とされた事業計画に基づき生産する商品

ウ：北九州市環境未来技術開発助成金交付制度に基づき、助成対象とされた事業計画に基づき生産する商品

エ：北九州エコプレミアム産業創造事業において選定された商品

オ：北九州市建設リサイクル資材認定制度において選定された商品

カ：北九州市オンリーワン企業創出事業において認定された商品

キ：経営革新計画の承認を受けて生産する商品

ク：国の機関あるいは福岡県の研究開発助成金の決定を受けて開発を行った商品

ケ：上記ア～クに類すると認められる商品

(4) 市の機関において用途が見込まれ、かつ市の機関での購入実績の無いこと。

(5) 申請の時点が、商品の販売を開始してから概ね5年以内にあること。

(6) 北九州市グリーン調達方針に適合する商品であること。

(7) 関係法令に適合していること。

e 認定期間

認定期間は認定通知日より2年後の年度末まで。

ただし、この期間に購入の無かった場合は、その後の購入見込みがあれば、1年間の延長が可能。この延長は最大2回までとする。

f 審査基準

認定企業の選定は、ご提出いただいた書類をもとに審査を経て決定します。なお、審査に先立ち、ヒアリングなどの調査を行う場合がある。

認定基準は、上記の「対象新商品の要件」、「申請者の要件」を充たしているかを審査し、また指定する実施計画が実施可能か否かを基準とします。(詳細は「北九州発!新商品創出事業」実施要綱を参照)

g 認定事業者と商品等

2012 年度（第 5 回）：1 件

2013 年度（第 6 回）：1 件

2014 年度（第 7 回）：2 件

h 認定制度の適用事例

区役所保護課、子ども家庭局保育課、産業経済局中央卸売市場、子ども家庭政策課、子育て支援課等で認定商品を使用

(19) 佐賀市

a 取組・事業名

佐賀市トライアル発注制度

b 事業の目的

市内中小企業の受注実績作りを支援し、販路開拓につなげていただくために、佐賀市トライアル発注制度を実施しています。

c 事業者の対象

次の条件をすべて満たす製品を開発・生産する市内中小企業

- ・新規性や独創性があること
- ・各種行政目的の実現に有効であると認められること
- ・佐賀県トライアル発注製品に選定されていること

d 申請方法

佐賀市トライアル発注事業者認定申請書に次の書類を添えて、佐賀市工業振興課へ持参又は郵送によりご提出ください。

- ・実施計画
- ・製品が佐賀県トライアル発注制度の対象製品として選定されたことを証する書類等
- ・定款（法人に限る。）
- ・経営状況及び事業概要の分かる資料
- ・市税の完納証明書
- ・新商品に関する資料

e 認定事業者と商品等

2011年：2件

2012年：4件

2013年：3件

(20) 大分市

a 取組・事業名

新商品による新事業分野開拓事業者認定事業

b 事業の目的

新商品の生産によって新たな事業分野の開拓を図る者を市が認定し、当該事業者が生産する新商品を市が随意契約により購入可能なものとするこ
とによって事業者の販路開拓を積極的に支援し、もって新産業の育成を図るこ
とを目的とする。

c 事業者の対象

本事業の認定の対象となる者は、次に掲げる要件を備えている事業者とする。
なお、本事業の対象となる新商品は、市の機関において用途が見込まれるも
のとする。

(1) 現に市内に本社又は本店を有するものであること。

(2) 大分県トライアル発注事業者であること。

(3) 市税を完納していること。

d 対象商品

市内に本社・本店を有する中小企業者が生産した商品であって、市で使われ
る見込みのある、「大分県のトライアル発注制度」の認定を受けた新商品（ソ
フトウェア・システム・技術・工法を含む）。

e 認定期間

認定に係る年度の翌年度の末日まで。

なお、市の機関において購入されなかった新商品については、当該認定事業
者の申請により認定期間を、1回に限り、1年以内の期間を定めて延長する
ことができる。

f 審査基準

(1) 認定申請に係る新商品が、既に企業化されている商品とは通常取引に
おいて若しくは社会通念上別個の範疇に属するもの又は企業化されて
いる商品と同一の範疇に属するものであっても既存の商品とは著しく
異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものであること。

- (2) 認定申請に係る新商品の生産の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法が適切なものであること。
- (3) その他法令に違反しないこと。公序良俗に反しないこと。

g 認定事業者と商品等

2008年度：6件

2009年度：3件

2010年度：2件

h 官公需施策上の効果

市は、物品の購入等を行おうとするときは、認定事業者が生産する新商品の性能、品質、数量、価格等を考慮し、その優先的な調達に努めるものとする。

(21) 宇佐市

a 取組・事業名

宇佐市トライアル発注制度

b 事業の目的

新商品の生産によって新たな事業分野の開拓を図る者を市が認定し、当該事業者が生産する新商品を市が随意契約により購入可能なものとする事によって事業者の販路開拓を積極的に支援し、もって新産業の育成を図ることを目的とする。

c 事業者の対象

本事業の認定の対象となる者は、次に掲げる要件を備えている事業者とする。

- (1) 現に市内に本社又は本店を有するものであること。
- (2) 大分県トライアル発注事業者であること。
- (3) 市税を完納していること。

2 本事業の対象となる新商品は、市の機関において用途が見込まれるものとする。

d 対象商品

本事業の対象となる新商品は、市の機関において用途が見込まれるものとする。

e 審査基準

内容を審査し、適当であると認めるときは、当該申請をした者に対し、新商品による新事業分野開拓事業者認定書(様式第2号)を交付するものとする。

f 認定期間

認定に係る年度の翌年度の末日まで。

市の機関において購入されなかった新商品については、当該認定事業者の申請により認定期間を、1回に限り、1年以内の期間を定めて延長することができる。

g 認定事業者と商品等

2014年度：1件

(22) 鹿屋市

a 取組・事業名

かのやトライアル発注制度

b 事業の目的

市内の中小企業等が開発した製品等の信頼性及び知名度の向上並びに販路開拓及び受注機会の拡大を図り、もって市内の中小企業等の振興を促進するため、市が当該製品等を試験的に発注し（以下「トライアル発注」という。）、使用後の評価を行い、市における受注実績を作る制度（以下「かのやトライアル発注制度」という。）を実施することを目的とする。

c 事業者の対象

かのやトライアル発注制度の対象となる中小企業等は、中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条に規定する中小企業者で、市内に本社若しくは本店を有する法人若しくは個人又は市内で対象製品等を生産するもの（以下「対象企業等」という。）とする。

d 対象商品

かのやトライアル発注制度の対象となる製品等（以下「発注対象製品等」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 対象企業等が開発したものであって、次のいずれかに該当するものであること。

ア 物品（加工食品を含む。ただし、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、生鮮食品、酒類及び身体への効能・効果をうたった食品を除く。）

イ アに掲げる物品を利用した役務の提供（ただし、当該物品を開発した対象企業等による役務の提供に限る。）

(2) 優れた技術及び製品特性を有し、市場性が見込まれる製品等であると認められること。

(3) 市の機関が調達している品目又は用途が見込まれる品目であること。

(4) 他の地方公共団体におけるかのやトライアル発注制度と同様の制度を活用した製品でないこと、又は活用する見込みがないこと。

- 2 発注対象製品等は、販売開始から5年以内のものとする。ただし、他に類似品がなく、新規性が認められる製品等についてはこの限りでない。
- 3 過去に申請した同一商品等については、再申請を行うことはできない。ただし、当該商品等に新たに機能などが付加され、使用者の視点から見て機能及び性能が大幅に向上していると認められる場合は、申請することができる。

e 審査基準

事前審査会における事前審査を受け、かのやトライアル発注選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、発注する製品等の選定、発注機関等について審査を行うものとする。

f 認定期間

認定の期間は、認定の通知日から年度末までとする。ただし、平成26年度は、認定の通知日から平成27年度末までとする。

g 認定事業者と商品等

2014年度：6件（第1回）

②. 創業間もない中小・小規模事業者の受注機会の増大

(1) 岡山県

a 取組・事業名

岡山県地域 I Tベンチャー企業等優先発注制度

b 取組の目的

岡山県内の I Tベンチャー企業又は団体及び個人の育成・発展を図るため、I Tベンチャー企業等に対して役務を優先的に発注することができる制度を創設することにより、I Tベンチャー企業等の受注機会を拡大するとともに、県内 I T関連産業の発展並びに I T関連技術の開発推進及び I T関連産業の集積を図り、もって地域経済の活性化及び地域の振興を図る。

c 事業者の対象

本制度の対象となることができる者は、対象役務を提供する企業、団体又は個人であって、次に掲げる要件のすべてを満たす必要がある。

- (1) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（以下「入札参加資格審査要領」という。）による入札参加資格を取得していること。
- (2) 岡山県内に本店又は主たる事業所を有し、常時使用する従業者の数が 20 人を超えないこと。
- (3) 創業後 10 年以内であること。

d 対象となる役務

本制度の対象となる役務は、I Tを活用した技術を用いて提供されるサービスのうち、次に掲げるもの。

- ・ ホームページの作成
- ・ デジタルコンテンツ（ソフトウェアを含む）の作成
- ・ データベースの作成
- ・ データの解析
- ・ I T関連の市場調査
- ・ I T関連の研修・講座
- ・ その他対象役務

上記のうち次に掲げるものは対象とならない。

- ・ メインフレーム(大型コンピュータ)系に係る業務
- ・ システム等の保守管理、運営に係る業務
- ・ 全国統一基準により、発注先が限定されている業務
- ・ 県・市町村連携により、全県的に共同して実施される業務

e 資格の有効期間

資格の有効期間は、申請者に当該資格を付与した日（次条の更新の場合は翌年度の4月1日）からその日の属する年度の末日までとする。

f 審査の申請

本制度の対象となる者に必要な資格（以下「資格」という。）の審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、岡山県地域ITベンチャー企業等優先発注制度資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を知事に提出しなければならない。

g 登録事業者

4社（2013年12月登録時点）

③. 地域内事業者の受注機会拡大

(1) 北見市

a 取組・事業名

入札・契約制度の改正（2012年4月1日より施行）

b 改正の目的

公正な競争を確保しながら地元企業優先の発注を推進し、受注機会を拡大することにより、地域経済の活性化を図る。

ア 公平で公正な入札・契約制度の確立

公正かつ誠実に市政を進めるため、関係法令の遵守はもちろんのこと、不誠実な行為や談合等の不正行為を排除するとともに、入札参加者間の公正な競争を促進し、公平で公正な入札・契約制度の確立に努める。

イ 品質と適正な履行が確保される入札・契約制度の確立

市は、適正な価格と履行体制により、契約で定められた品質が確保されるよう、入札・契約制度の確立に努める。

ウ 地域経済の活性化に資する入札・契約制度の確立

地元企業の受注機会の拡大を図るため、競争性を確保しながら地元企業優先発注に努め、地域社会や地域経済の活性化を図る。

c 変更点の概要

ア 最低制限価格制度の適用範囲拡大について

(従前) 設計金額が130万円以上1億5,000万円以下の工事及び工事に係る設計業務を対象

(変更後) 清掃業務及び警備業務等（機械警備を除く）を新たに適用対象

(設定) 予定価格の10分の7から10分の9の範囲内で設定

(通知) 指名通知書の最低制限価格の欄に「採用」の表示有

イ 地域限定型一般競争入札の試行について

平成24年度から地域限定型一般競争入札の試行を実施する。

試行する工事は、

- ・ 市長部局
(一般土木 A等級 40,000千円以上・建築 A等級 70,000千円以上)
- ・ 企業局
(一般土木 A等級 40,000千円以上・水道施設 A等級 8,000千円以上)
- ・ 公告については、北見市のホームページに掲示。

(2) 佐久市

a 取組・事業名

佐久市地元企業優先発注等に係る実施方針
(2013年7月1日以降試験的に実施)

b 取組の目的

佐久市が実施する地元企業への優先発注及び市内産品の優先活用を推進するため、地元企業優先発注等に係る実施方針を試行的に定め、適正な競争原理のもと公平性を確保したうえで、地元企業の育成及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

c 取組の目標

本実施方針の実施期間内において、公共調達全分野で地元企業への年度件数ベースで発注率 95%を目指す。

d 取組の内容

原則として、地元企業のうち、市内業者を選定する。
ただし、地元企業で対応できないもの又は競争性が確保されないものについては、準市内及び、市外業者へ対象を拡大できるものとする。
また、公共調達に係る市内産品の優先活用を可能な限り推進する。

【具体的な取組内容】

分野	対象範囲	取扱方法
建設工事等	①建設工事の請負 ②建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の業務委託(以下「建設コンサルタント等の業務」という。	原則として市内業者を選定 技術的難易度の高い建設工事又は建設コンサルタント等の業務(以下「建設工事等」という。)で、市内業者のみでは対応できないとき及び市内業者だけでは競争性が確保されないときは、業者の有する資格、実績等を総合的に勘案して、以下の順に対象を拡大 事業の効率的執行及びコスト縮減を図る観点を踏まえた上で、分離分割発注に努めることにより、市内業者の受注機会の拡大を図る 市の建設工事を受注した業者が、下請業者を選定する場合は、市内業者を優先して選定するよう入札公告又は指名通知により要請 ※電気工事は、市内業者及び準市内業者を含めて業者選定しているが、市内業者のみで競争性が確保されることから、一定の基準額未達は、市内業者を選定する。 ※建設コンサルタント等の業務における道路及び河川関係の測量・設計業務は、市内業者及び準市内業者を含めて市北部・南部地区を合わせて市内を単位として業者選定しているが、市内業者のみで競争性が確保されることから、一定の基準額未達は、市内業者を選定する。

【具体的な取組内容】

分野	対象範囲	取扱方法
印刷製本	物品の購入のうち印刷製本	市内業者のみで印刷製本ができない場合を除き、原則として市内業者を選定 受注した業者が、下請業者を選定する場合は、市内業者を優先して選定するよう指名通知により要請
物品調達	物品の購入及び修繕	市内業者のみでは調達及び対応できない場合を除き、原則として市内業者 市が行う各種行事の記念品等の発注にあたっては、市内産品を活用するなど可能な限り市内業者を選定する
その他の分野	建設工事に係る業務委託以外の委託契約及びその他の契約	原則として市内業者 継続的に発注している委託契約等で市外業者、準市内業者と契約しているものうち、分離分割が可能なものについては、事務の効率的執行及び縮減を図る観点を踏まえた上で、契約更新の際に市内業者への発注に努める

e 取組結果

◇備品購入、役務・業務委託等発注率実績一覧表

	地元企業		市外企業		合計		【参考】		
	件数	発注率	件数	発注率	件数	発注率	金額(百万円)	率	
役務・業務委託等	3,874	91.74%	349	8.26%	4,223	100.00%	地元企業	2,190	92.88%
備品購入等	18,510	95.87%	797	4.13%	19,307	100.00%	市外企業	168	7.12%
合計	22,384	95.13%	1,146	4.87%	23,530	100.00%		2,358	100.00%

◇建設工事・建設コンサルタント等の業務 発注率実績一覧表

	地元企業		市外企業		合計		【参考】		
	件数	発注率	件数	発注率	件数	発注率	金額(百万円)	率	
建設工事	453	99.34%	3	0.66%	456	100.00%	地元企業	4,898	97.59%
建設コンサルタント等の業務	97	95.10%	5	4.90%	102	100.00%	市外企業	121	2.41%
合計	550	98.57%	8	1.43%	558	100.00%		5,019	100.00%

(3) 横浜市

a 取組・事業名

横浜市中小企業振興基本条例

b 取組の目的

各区局において市内中小企業者の選定状況を必ず確認するなどの取組を進め、また、財政局契約部において参加者を市内中小企業者に限定した入札等を実施している。

平成 25 年度からは市内経済の活性化の観点から、より一層の市内中小企業者の受注機会増大に取り組んだほか、委託業務の品質向上や、事業者の意欲向上を図り、優良な市内中小企業者の育成を図るための取組を始めている。

c 取組の内容

公募型指名競争入札

(工事)

工事の発注では、分離・分割発注事例の庁内での共有、設計段階での分離・分割発注や技術修得型共同企業体への発注の検討を義務付けることなどにより、取組は相当程度に徹底。技術修得型共同企業体については、適用可能な工事に積極的に活用。

また、小規模な工事について、参加者を市内中小企業者に限定した入札を引き続き実施

(物品及び委託)

物品及び委託の発注では、各区局で契約事務が行われていることを踏まえ、全庁的な会議等における意識啓発や、庁内での情報共有、各区局における研修等を実施。

発注に際しては、各区局において市内中小企業者の選定状況を必ず確認するなどの取組を行うとともに、財政局契約部において参加者を市内中小企業者に限定した入札等を引き続き実施。

d 官公需施策上の効果

(工事)

分離・分割発注の事例を庁内で共有することや、各工事の設計段階において分離・分割発注や技術修得型共同企業体への発注の検討を義務付けることなどにより、取組は相当程度に徹底されている。

また、技術修得型共同企業体については、22年度以降大幅に適用実績を増加させており、25年度においても適用可能な工事に積極的に活用している。なお小規模な工事については、参加者を市内中小企業者に限定した入札を実施している。25年度は24年度と比較して、市内中小企業者との契約金額は増加したが、構成比率で見ると件数及び金額それぞれで減少した。

(物品及び委託)

各区局で契約事務が行われていることを踏まえ、全庁的な会議等における意識啓発や、庁内での情報共有、各区局における研修等を通じて、さらなる意識の向上を図っている。

発注に際しては、各区局において市内中小企業者の選定状況を必ず確認するなどの取組を進め、また、財政局契約部において参加者を市内中小企業者に限定した入札等を実施している。

物品及び委託契約のいずれも、25年度は24年度と比較して、市内中小企業者との契約金額は増加したが、構成比率で見ると件数では増加したものの金額では減少した。

市内中小企業者への発注状況

区分	平成25年度													
	市内企業契約実績												単独随意契約及び大規模契約の合計	
	市内中小企業契約実績													
	件数(A)	構成比率(A÷E)	前年度の構成比率からの増減	金額(B)	構成比率(B÷F)	前年度の構成比率からの増減	件数(C)	構成比率(C÷E)	金額(D)	構成比率(D÷F)	件数(E)	金額(F)	件数	金額
件	%		百万円	%		件	%	百万円	%	件	百万円	件	百万円	
工事	2,713	94.5	▲0.7	93,330	82.4	▲0.6	2,738	95.4	97,048	85.7	2,870	113,291	365	38,317
物品	49,414	91.5	6.1	8,667	56.3	▲0.8	50,262	93.1	9,087	59.1	53,979	15,389	6,891	20,626
委託	10,384	86.8	2.2	29,280	62.3	▲9.7	10,807	90.4	35,992	76.6	11,959	46,962	14,367	67,162
合計	62,511	90.8	5.2	131,278	74.7	▲3.4	63,807	92.7	142,128	80.9	68,808	175,641	21,623	126,106

出典：平成25年度 横浜市中小企業振興基本条例に基づく取組状況報告書

e 今後の取組の方向性

(工事)

各区局の効果的な取組を他区局でも参考にできるよう、引き続き庁内の情報共有を推進し、市内中小企業者の受注機会増大に取り組む。また、引き続き技術修得型共同企業体の積極的な活用を進めるとともに、既に技術修得型共同企業体に発注している工事について、市内事業者への技術移転状況を検証し、市内事業者向け発注への転換の検討を行う。

(物品及び委託)

引き続き研修など様々な機会を通じて意識の徹底を図るとともに、効果的な取組について他区局でも参考にできるよう庁内の情報共有を推進し、市内中小企業者の受注機会増大に取り組む。

(4) 横須賀市

a 取組・事業名

市内事業者を優先とした入札制度運用への改正（2011年4月）

b 取組の目的

従来的一般競争入札における所在地条件を大幅に見直し、市内事業者への発注を優先して行う運用に変更することで、市内事業者の受注機会を増やし、市内経済の活性化を促進する。

また、準市内事業者としての登録要件を拡大することにより、市に貢献する準市内事業者の増加を図る。

c 取組の内容（変更点の概要）

ア 市内・準市内事業者発注の拡大

- ・ 市内事業者限定の入札案件を拡大（主に委託・物件入札）
- ・ 市内・準市内事業者限定の入札案件を拡大
- ・ 市内・準市内事業者限定入札の最低制限価格引上げ
- ・ 市外事業者への発注案件の縮小
- ・

イ 準市内事業者となる要件の拡大

（改正前）

市外に本店がある事業者で、市内に本市と常時連絡可能な営業所等を有し、かつ、本市に法人市民税を納めていること

（改正後）

市外に本店がある事業者で、下記のいずれかを満たすこと

- (1) 市内に事務所、事業所又は寮などがあり、法人市民税を納めていること
- (2) 事業者が給不所得における特別徴収の手続きにより、次に掲げる人数以上の市民税を本市に納めていること（市民雇用）
（工事登録：6人、委託登録：3人、物件登録：2人）
- (3) 事業者が給不所得における特別徴収の手続きにより、本人障害者控除の適用を受けている者1人以上の市民税を本市に納めていること（障がい者雇用）

ウ 大型工事等の発注方法の変更

- (1) 準大型工事（予定価格 2 億 5,000 万円以上 5 億円未満）に市内事業者限定の混合入札（単体・JV）を導入
- (2) 大型工事（予定価格 5 億円以上）の一部を分割して発注することにより市内事業者の受注機会を拡大するよう努める
- (3) 大型工事の入札は「混合入札」と「共同企業体限定入札」の 2 方法を併用
- (4) 大型工事の混合入札における単体企業参加資格を準市内事業者に限定

エ 市内事業者の優遇制度を継続・促進

- (1) 工事の最低制限価格引上げ
- (2) 現場代理人の常駐要件の変更

d 直近の市内事業者受注工事の入札・落札状況

市内事業者受注工事の入札状況

年度	件数	請負額	落札率	平均参加者数	対象案件
H18	437	6,884,775,512	80.07%	10.4	・市内事業者受注工事 ・平均額型最低制限価格方式
H19	421	6,386,448,240	82.63%	7.0	
H20	430	6,763,306,343	81.47%	8.4	
H21	317	4,478,912,046	78.96%	9.2	・市内事業者限定発注工事 ・平均額型最低制限価格方式
H22	127	2,408,255,640	85.46%	9.3	・市内事業者限定発注工事 ・固定額型最低制限価格方式
H23	313	5,865,466,697	85.13%	12.0	
H24	367	6,601,600,950	85.82%	8.6	
H25	329	5,804,912,446	87.36%	6.9	

※1 平成25年度は、平成25年12月31日現在を示す。

※2 入札不調及び契約締結に至らなかった入札結果は含まない。

出典：「横須賀市入札制度・運用に関する第 6 回意見書」より抜粋

(5) 京都府

a 取組・事業名

物品調達における府内中小企業に限定した入札の実施について

b 取組の目的

府内中小企業の受注機会の増大を図り、府内中小企業の振興に資するため、以下の対象品目を調達する場合において、府警察本部及び各警察署において調達する場合や予定価格が 2,700 万円以上の調達に該当する場合などを除き、原則として府内中小企業に限定した一般競争入札及び公募見積合わせを実施する。

c 対象となる事業者

物品関係競争入札参加資格者名簿登載者で、中小企業のうち、府内に本店又は営業所等を置く者。

なお中小企業とは、主たる事業が(1)から(4)の業種の者及び(5)の者。

(1) 製造業、建設業、運輸業その他の業種

資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 300 人以下の者

(2) 卸売業

資本金の額又は出資の総額が 1 億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 100 人以下の者

(3) サービス業

資本金の額又は出資の総額が 5,000 万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 100 人以下の者

(4) 小売業

資本金の額又は出資の総額が 5,000 万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 50 人以下の者

(5) 組合及び連合会

直接又は間接の構成員たる事業者の 3 分の 2 以上が前各号のいずれかに該当する者である者、企業組合並びに協業組合

d 対象品目

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律において、中小企業が製造する割合が高く、また、国等の調達に対する依存度が高く、当該製品を供給する中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図る必要があると認められる次の 10 品目

- (1) 織物（タオル織物、毛織物、麻織物、メリヤス生地など）
 - (2) 外衣・下着類（制服、作業外衣、雨衣、スポーツ用外衣など）
 - (3) その他の繊維製品（寝具、くつ下、手袋、テント、シートなど）
 - (4) 家具（机、テーブル、マットレス、ブラインドなど）
 - (5) 機械すき和紙（トイレットペーパー、ティッシュペーパー、タオル用紙など）
 - (6) 印刷の請負
 - (7) 潤滑油（グリースなど）
 - (8) 事務用品（筆記用具、ホッチキス、印章、用紙、ノートなど）
 - (9) 台所・食卓用品（包丁、なべ、きゅうす類、さら類、わん類など）
 - (10) 再生プラスチック製製品（くい、ベンチなど）
- ※ 対象品目以外の物品調達についても、府内中小企業に限定した公募見積合わせとすることがある。

e 実施時期

平成 27 年 1 月 1 日以降の入札公告等を行う調達から実施。

(6) 徳島市

a 取組・事業名

徳島市地元企業優先発注等に係る実施方針（実施期間：2009～2015 年度）

b 取組の目的

本市の地元企業の受注機会の確保及び地元企業の育成を目的として、本市の職務遂行に必要な物品及び役務を市場から調達する行為である公共調達について、包括的な地元企業優先発注及び地元製品優先使用の実施方針を定め、市内企業への優先発注及び市産品の活用を推進する。

c 目標

実施方針の実施期間内において、公共調達全分野で、市内企業への件数ベースでの発注率 90%を目指す。

d 取組の内容

原則として市内に本店を有する事業者を市内企業とする。

ただし、公共工事関係以外の分野にあっては、市内に本店を有する事業者のみならず、市内に本店を有しない事業者についても、支店又は営業所等を有することによる雇用の確保等地域経済への貢献等を踏まえて含んでいる。

【各分野における実施方針_公共工事】

区分	分野	対象範囲	取扱要領
公共工事	公共工事関係	① 建設工事の請負 ② 建設工事に関する調査、測量及び設計業務等の委託 ③ 施設修繕	① 建設工事及び建設工事に関する業務委託の一般競争入札又は指名競争入札に係る登録業者名簿に記載された事業者から選定することとし、技術的難易度の高い建設工事で市内企業では対応できないものを除き、原則として市内企業を選定する。 ② 効率的執行及びコスト縮減を図る観点を踏まえたうえ、分離分割発注に努めることにより、市内企業の受注機会の拡充を図る。 ③ 市の建設工事の受注事業者が、下請事業者を選定する場合は、市内企業を優先して選定するよう文書で要請する。 ④ 市の建設工事の受注事業者が、建設資材を調達する際は、市内産資材を優先して使用すること並びに市内で生産されていないものを使用する場合も市内企業から調達するよう文書で要請する。

【各分野における実施方針_公共工事関係以外】

区分	分野	対象範囲	取扱要領
公共工事関係以外	情報システム調達関係	① 情報システム関連機器の調達及び運用保守 ② データエントリ業務 ③ 業務システム開発及び運用保守 ④ パッケージソフト等ソフトウェアの導入及び運用保守 ⑤ その他関連サービスの調達	① 市内企業では対応できない場合、又は市内企業だけでは競争性を確保できない場合を除き、原則として市内企業を選定する。ただし、既に導入、稼働している情報システムに関しては、この限りでない。 ② 業務システムの開発については、国際標準化機構(ISO : International Organization for Standardization)で規格化されたリレーショナルデータベース定義、操作言語SQL 及び事務処理開発言語であるCOBOL に基づき標準化した開発モジュールを活用し、市内企業の受注機会の拡充を図る。
	物品調達関係	① 物品の購入及び修繕 ② 印刷製本	① 物品の指名競争入札に係る登録業者名簿に登録された事業者から選定することとし、市内企業では対応できない場合、又は市内企業だけでは競争性が確保できない場合を除き、原則として市内企業を選定する。 ② 印刷を主たる業務としていない事業者に、企画又はデザインとあわせて印刷を発注する場合は、可能な範囲で分離発注することにより、市内企業の受注機会の拡充を図る。
	その他の分野	市が発注する公共工事関係、情報システム調達関係及び物品調達関係以外の調達に係る契約	① 市内企業では対応できない場合、又は市内企業だけでは競争性が確保できない場合を除き、原則として市内企業を選定する。 ② 継続的に発注している委託契約等で市外企業と契約しているもののうち、効率的な執行が可能なものについては、分離分割した発注を行うことにより、契約更新の際に市内企業への発注に努める。 ③ 市が行う各種大会の記念品等の発注にあたっては、市産品を活用するなど可能な限り市内企業を選定する。

e 取組の成果

公共工事関係では平成 23 年度時点で市内企業への発注率が 95.1%と、取組以前の平成 21 年度から 2 ポイント以上向上した。

【公共工事関係】

	市内企業		市外企業		合計
	件数	発注率	件数	発注率	
H21年度	5,560	92.7	438	7.3	5,998
H22年度	5,518	93.4	389	6.6	5,658
H23年度	5,379	95.1	279	4.9	5,658

【公共工事関係以外】

	市内企業		市外企業		合計
	件数	発注率	件数	発注率	
H21年度	31,218	90.4	3,315	9.6	34,533
H22年度	29,946	89.3	3,600	10.7	32,994
H23年度	29,986	90.9	3,008	9.1	32,994

④. 分離・分割発注による中小企業の受注機会の増大

(1) 鳥取県

a 取組名

鳥取県県土整備部公共事業に係る分離・分割発注方針

b 分離分割発注の視点

- (1) 専門工事の分割.....特殊工事の専門性
- (2) 効率性・経済性.....良質で低コストな目的物
- (3) 地元業者の育成.....高度な建設技術の移転

c 分離・分割発注の処理方針

ア 分割発注の工事の取扱い

分割発注は、以下の場合に行うものとする。

ア 早期供用(工期短縮)が図れる等により整備条件がよくなる場合。

イ 用地取得状況等によって施工時期が異なる場合。

ウ 現場条件に即した効率的な施工が可能となる場合。

例)施工場所が離れている。現地地盤が変わる場所。ブロックヤードの確保等

エ その他特別な理由がある場合。

例)海中に据え付けるコンクリートブロックの製作において、製作と同一年度内に当該ブロックの据付の完了が見込めない場合等

イ 分離発注の工事の取扱い

分離発注は、原則として以下の場合に行うものとする。ただし、発注機関が工事の内容や適期施工等のため、やむを得ないと認めたときはこの限りでない。

- 土木工事については、次の表の左欄に掲げる工種に応じ右欄に掲げる請負対象設計金額以上となる場合、分離発注を行うものとする。

工種	請負対象設計金額
法面植生工	5,000 千円
法面保護工	10,000 千円
落石防止網工	5,000 千円
グラウンドアンカー工	10,000 千円
鉄筋挿入工	5,000 千円
交通安全施設工	4,000 千円
区画線設置工	1,000 千円
舗装工	5,000 千円
植栽工	1,000 千円

- 建築工事については、次の表の左欄に掲げる工種に応じ右欄に掲げる請負対象設計金額以上となる場合、分離発注を行うものとする。

工種	請負対象設計金額
電気設備工	3,000 千円
機械設備工	3,000 千円
エレベータ設備工	1,000 千円
植栽工	1,000 千円
畳工	1,000 千円

- 特殊工事の取扱い

県内業者では施工できない特殊工事については、次の方針により発注するものとする。

- (1) 特殊工事部分が主たる工事でなく全体工事に占める割合が低い場合は、下請けの施工管理能力のある地元業者に発注。
- (2) 特殊工事部分の全体工事に占める割合が大きい場合は、県内・外のJV発注。
- (3) 特殊工事部分が分離できるものについては、特殊工事部分は県外、それ以外は地元業者に分離発注。

(2) 男鹿市

a 取組名

男鹿市建設工事等における分離・分割発注（2011年10月1日から施行）

b 導入の目的

男鹿市が発注する建設工事、建設コンサルタント業務、物品調達又はその他の業務（以下「建設工事等」）の執行において、より多くの市内中小企業が受注の機会を得られるよう分離・分割による発注を積極的に取り組む。

c 対象

分離・分割による発注対象建設工事等は、市が発注する市単独事業によるものとする。

このほか、国庫補助金等による一般土木工事、建築工事等においても可能な限り、分離・分割による発注に努めることとするが、その実施にあたっては分離・分割発注の経済合理性及び効率性の確保に留意しなければならない。

d その他

ア 一抜け方式による発注

分離・分割後の建設工事等において、同一業者が複数の入札に参加することが想定される場合は入札の公告に、一の工事等の入札において次のいずれかに該当することとなった場合は他の工事等の入札に参加できない旨を付記することができる。

（1）落札者又は落札候補者

（2）低入札価格調査制度を適用する工事の入札において（1）に該当する者がいなかった場合、調査基準価格を下回り、かつ失格判断基準価格以上の価格で入札した者のうち 最低の価格で入札した者（ただし、詳細調査することとなった者を除く）

イ 期間の基準

一抜け方式による発注を行う場合において、入札参加制限等の対象となる期間の基準は、次のとおりとする。

（1）分離発注及び工区分割発注においては、契約期間の重複する場合を対象とする。

（2）事業分割発注については、開札日当日に限り対象とする。

(3) 豊橋市

a 取組・事業名

建設工事（建築・土木等）に係る分離分割発注

b 導入の目的

建設工事における分離分割発注については、本市としては現在既に実施しているところであるが、景気の低迷や行政改革などの影響により仕事量の減少している昨今の状況を見ると、本市登録業者（特に中小零細業者）に対する受注機会の拡大を図る上からいっても、分離分割発注については可能な限り前向きに推進して行くことが望ましいと考える。

しかしながら、反面事務量及び経費の増大を招き事務の簡素化合理化等に逆行する事となり、その整合性についての検討が重大な課題であると考え。そこで、以下に建築工事と土木工事とに区分して取扱を示すが、分割発注については、工事の内容規模などにより異なるので、ケースバイケースで対処すべき分割の目安として示す。

c 対象

ア 新增改築工事（建築関係）

新增改築工事における分離分割発注については原則として別表Ⅰの工事区分（工種）により発注する。ただし、分離することにより施工、工期に支障を生じる場合は包含工事として発注する。

イ 新設改良工事（土木関係）

新設改良工事における分離分割発注については原則として別表Ⅱの工事区分（工種）により発注する。ただし、分離することにより施工、工期に支障を生じる場合は包含工事として発注する。

ウ 補修工事における分離分割発注について

補修工事については、工事の内容、規模などにより単一工種でも施工可能である場合に分離発注する。

(1)建築関係

別表Ⅰにより発注する。

(別表 I)

工事区分(工種)	摘要
築(主体)工事	棟ごとの分割を原則とする。ただし倉庫等の付属建物は包含する。
電気工事	設計金額130万円未満は建築工事に包含する
管工事	同上
空調工事	設計金額130万円未満は管工事に包含する。
ガス工事	管工事に包含する。
機械工事	設計金額130万円未満は建築工事に包含する。ただし、建築工事に付随するエレベーター設置工事については設計金額の多少にかかわらず建築工事に包含する。
浄化槽設置工事	50人槽以下の浄化槽工事は管工事に包含する。
外構工事	建物周辺の整備は包含する。ただし、運動場等明確に工事区分が切り離せるものは分離し土木工事として発注する。
解体工事	原則、分離発注とする。ただし、全体事業スケジュールに支障が生じる場合は建築工事に包含する。
植栽工事	設計金額130万円未満は建築工事又は外構工事に包含する。

(別表 II)

工事区分(工種)	工事区分(工種)		摘要
土木一式工事	道路	道路改良工事	・設計金額500万円以上の専門業種が含まれる場合は分離。(道路付属物及びそれに準ずるものに限る) ・標準工期が確保できない場合は分割。
		路面排水工事	・分割は設計金額500万円から3,000万円。
	河川	河川改良工事 流域貯留浸透施設整備 工事	・設計金額500万円以上の専門業種が含まれる場合は分離。(付属構造物及びそれに準ずるものに限る。) ・標準工期が確保できない場合は分割。
		水路改良工事 大雨浸水対策工事	・設計金額500万円以上の専門業種が含まれる場合は分離。(付属構造物及びそれに準ずるものに限る。) ・分割は設計金額500万円から3,000万円。
	橋梁	橋梁改築工事	同上
	その他	管渠改良工事 公共下水道等築造工事 ため池等整備工事 海岸保全施設整備工事	・設計金額500万円以上の専門業種が含まれる場合は分離。(付属構造物及びそれに準ずるものに限る。) ・標準工期が確保できない場合は分割。
舗装工事	舗装	舗装新設工事 舗装改良工事	・分割は設計金額500万円から3,000万円。
造園工事	造園	植栽工事	・分割は設計金額100万円から1,000万円。
電気工事	電気	道路照明灯設置工事 公園照明灯設置工事	・分割は設計金額300万円から2,000万円。
とび・土工・ コンクリート工事	交通安全 施設	防護柵設置工事 道路反射鏡設置工事	同上